

日本庭園学会誌原稿掲載規定（平成4年8月20日制定）

1. 原稿掲載資格

投稿者は本会会員に限る。ただし共同執筆者には非会員を含むことができる。

シンポジウム・講演会資料、研究会資料、現地研究会資料、および見学会資料の原稿掲載者は本会会員に限らない。

2. 投稿条件

本学会誌には学術的に価値があり、印刷公表されたことのない原著を掲載する。ただし編集委員会が掲載を適当と認めた場合はその限りではない。

3. 掲載原稿の区分

(1) 投稿原稿は下記の区分による

- 1) 論文：学術的価値のある研究論文。
- 2) 報告：研究・調査に関する報告。
- 3) 資料：研究・調査上有用な資料。
- 4) 展望：研究・調査上有用な意見・提言。

(2) 投稿原稿以外の掲載原稿は下記の区分による。

- 1) 研究発表要旨：研究発表大会および関西大会での研究発表要旨
- 2) シンポジウム・講演会資料
- 3) 研究会資料
- 4) 現地研究会資料
- 5) 見学会資料

4. 原稿の書き方

(1) 投稿原稿

投稿原稿は 400字詰原稿用紙（横書き、市販のものでよい）またはA4判の用紙を使用することとする。

一編についての刷り上がり頁数は原則として、論文20頁（原稿用紙100枚）以内、報告・資料・展望10頁（原稿用紙50枚）以内とする。その他別に定める「執筆要領」に準拠すること。また、投稿原稿には別記内容を記入した投稿整理表を添付すること。

(2) 投稿原稿以外の掲載原稿

版下原稿を提出することとする。

5. 原稿の送付

(1) 投稿原稿

投稿原稿は原文1部と図表を含む全文のコピー2部（ただし投稿資料の場合は1部）を提出することとし、著者は事故、校正に備えて必ず原稿の控えをとっておくこと。また図表については縮小コピー等を使用し、A4判に統一整理すること。

送付先：日本庭園学会編集委員会宛

〒326-0843 栃木県足利市五十部町1698 大澤伸啓 宛

(2) 投稿原稿以外の掲載原稿

研究発表要旨は各研究大会の発表申込み要領にしたがって学術委員会に提出する。

シンポジウム・講演会資料、研究会資料、現地研究会資料は学術委員会、見学会資料は事業委員会に提出する。

6. 原稿の取り扱い

(1) 投稿原稿

編集委員会は投稿原稿の整理を行い、論文審査委員会の協力を得て原稿の採否を決定する。

会誌への掲載は投稿区分別の受付日付順とする。

編集委員会は著者の承諾を得て原稿の一部を変更することができるものとする。

投稿原稿の返却を希望する場合は、郵送料分の切手を貼った封筒を同封すること。

(2) 投稿原稿以外の掲載原稿

学術委員会は研究発表要旨、シンポジウム・講演会資料、研究会資料、現地研究会資料の原稿を整理し、編集委員会に送付する。

事業委員会は見学会資料の原稿を整理し、編集委員会に送付する。

7. 費用の負担等

投稿原稿掲載者には別刷50部を贈呈する。ただし、次項の費用は著者の負担とする。

(1) 頁数の超過に対する製版および印刷費

(2) 図表等において印刷刊行上専門家の手直し（墨書き再トレース等）を要した場合の実費。

(3) カラーページを要した場合の印刷実費

(4) 50部を超える別刷り費用

投稿原稿以外の原稿掲載者には掲載紙を3部贈呈する。

8. 著者の校正

投稿原稿の著者校正は初校について行い、校正は誤植の訂正にとどめ、文章、図、表写真の訂正および内容の変更は認めない。

9. 著作権

(1) 本学会誌に掲載された論文等の著作権は著者に帰属する。

(2) 前項の著作権の運用については本学会が代行する。ただし著作者が自己の著作物をほかの著作物に利用する場合はこの限りではない。

10. 付則

(1) この規定に改定の必要が生じた場合、理事会の承認を受けて変更することができる。

(2) この規定は、平成4年8月20日から施行する。

平成10年4月改定

平成15年8月9日改定

平成21年4月11日改定

平成22年4月17日改定